

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の成立に抗議し、廃止を求める会長声明

2017年（平成29年）1月26日

兵庫県弁護士会

会長 米 田 耕 士

2016年12月15日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「本法」という。）が、成立した。

当会は、2014年6月13日、当時提出されていた同旨の法案について、カジノが合法化されれば、風俗環境の悪化は避けられず、ギャンブル依存症の患者の増加や犯罪が増加するおそれが高いこと、青少年の健全育成への悪影響や多重債務対策に水を差す可能性等の弊害があること、さらには、暴力団の新たな資金源確保の機会を与え、マネーロンダリングに利用される可能性があること等を指摘し、一方で、本法案が、弊害除去のための具体的な対策を示すことさえしないまま、カジノを合法化するという結論を先決めしてしまっていることは、賭博罪の立法趣旨を大きく損なうなどとして、法案の廃案を求める会長声明を発していた。

その後の各種世論調査でも、カジノ合法化に反対、あるいは、慎重との意見が、賛成意見を圧倒しているし、また、新聞各紙も、社説で世論に沿った意見表明を繰返し行っている。一貫してこうした大きな世論があったからこそ、再度提出された本法案についても、審議入りできないまま、約1年半が経過しようとしていた。

ところが、2016年11月30日、従前と状況は変わらないにもかかわらず、突如として審議入りし、十分な審議がなされないまま、可決され成立してしまった。

本法は、我が国では、近代法制定以前から厳禁され、刑罰の対象とされてきた賭博行為を一部非犯罪化するものであり、また、民間賭博を公認するものでもあり、我が国の刑事司法政策に極めて重大な変更をもたらすものである。この点からすれば、慎重に慎重を重ねた審議が必要であったが、本法案の審議過程は、あまりに短時間で、拙速にすぎ、十分に検討されたとは言えないものであった。

本法は、その成立にあたってわずかな修正が施され、また、附帯決議も行われたが、それによっても、当会がかねてから指摘していた弊害についてそれを解消するものとはなっておらず、その審議経過も拙速といわざるをえない。

よって、当会は、本法の成立に強く抗議し、その廃止を求めるものである。

以 上